

令和4年度 第2回 川崎市総合教育会議

今後の不登校対策の方向性について

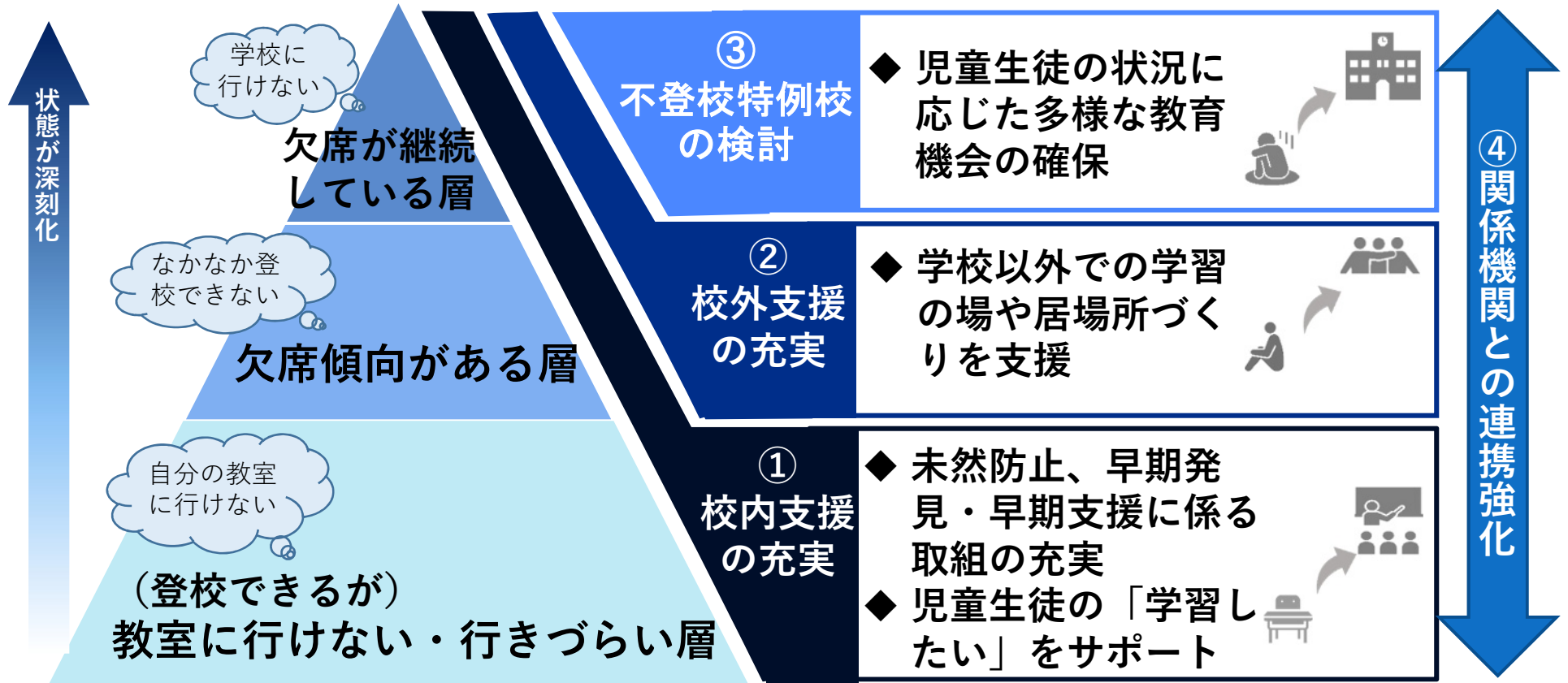
令和5年3月29日（水）

今後の方向性

今後の方向性

本市の目指すべき姿

多様で適切な教育機会を確保し、不登校児童生徒の社会的な自立を目指す



今後の方向性 ①校内支援の充実

校内支援の充実に向けた主な方向性

別室での指導の充実に向けた検討

- ✓ 特に小学校では、約半数が、翌年度、教室復帰するなど、その効果は高い。
- ✓ 人的配置や施設環境などの課題の解消と更なる充実に向けて検討

校内教育相談体制の充実に向けた検討

- ✓ 学校が児童生徒理解を深めた上で信頼関係を構築するとともに、心理や福祉等の専門職等を活用した「チーム学校」体制のもと、相談体制充実に向けて取り組む。

心の健康保持に係る教育の推進

- ✓ SOSの出し方に関する教育や個々の児童生徒の状況を多角的に把握することなどが重要
- ✓ 心の健康保持に係る教育の充実に向けた取組をより一層推進

今後の方向性 ②校外支援の充実

校外支援の充実に向けた主な方向性

ゆうゆう広場の在り方の検討

- ✓ 利用者数が減少傾向にあるため、利用実態を分析した上で、学習機能の強化やICTの活用、他機関との連携など、今後の在り方について検討

ICTを活用した学習支援の充実

- ✓ GIGA端末を活用したオンライン学習システムの活用やオンラインによる授業配信等を着実に実施

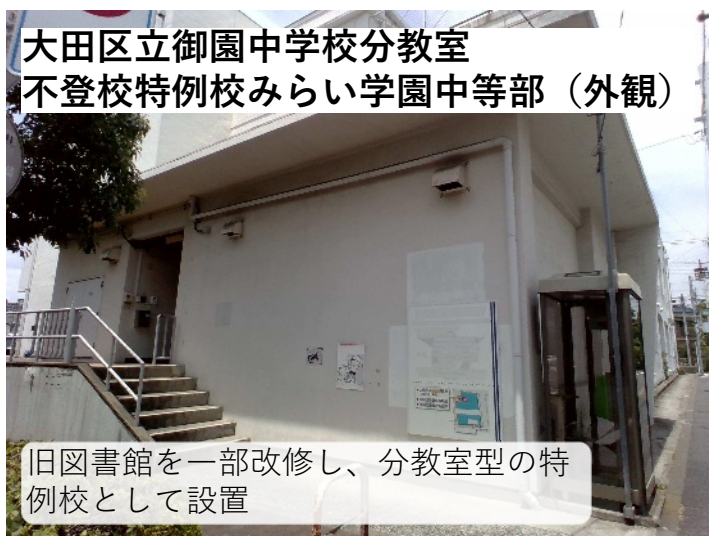
関係機関との連携強化

- ✓ 民間団体や市内関係機関との連携強化や役割分担等について検討
- ✓ 関係機関と連携したアウトリーチ型支援や保護者支援について検討

今後の方向性 ③不登校特例校の検討

不登校特例校とは

- ◆ 不登校特例校とは、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらず、特別の教育課程を編成して教育を実施できることとしており、学校教育法の第1条の規定に基づく学校と位置付けられている。
- ◆ 令和4年4月時点で全国に21校が開校（うち公立12校）



今後の方向性 ③不登校特例校の検討

不登校特例校の検討の方向性

- ✓ 先行事例の視察やヒアリング等を実施したほか、不登校児童生徒に配慮した教育課程や柔軟な指導・支援の在り方等について検討
- ✓ 教育機会の確保のための有効な手立ての一つであると考えられるため、引き続き不登校特例校の設置の検討を進める。

(参考)

令和4年6月の文部科学省の通知※では、「政令指定都市等教育委員会（中略）におかれては、その設置について積極的な御検討をお願いします」とされている。

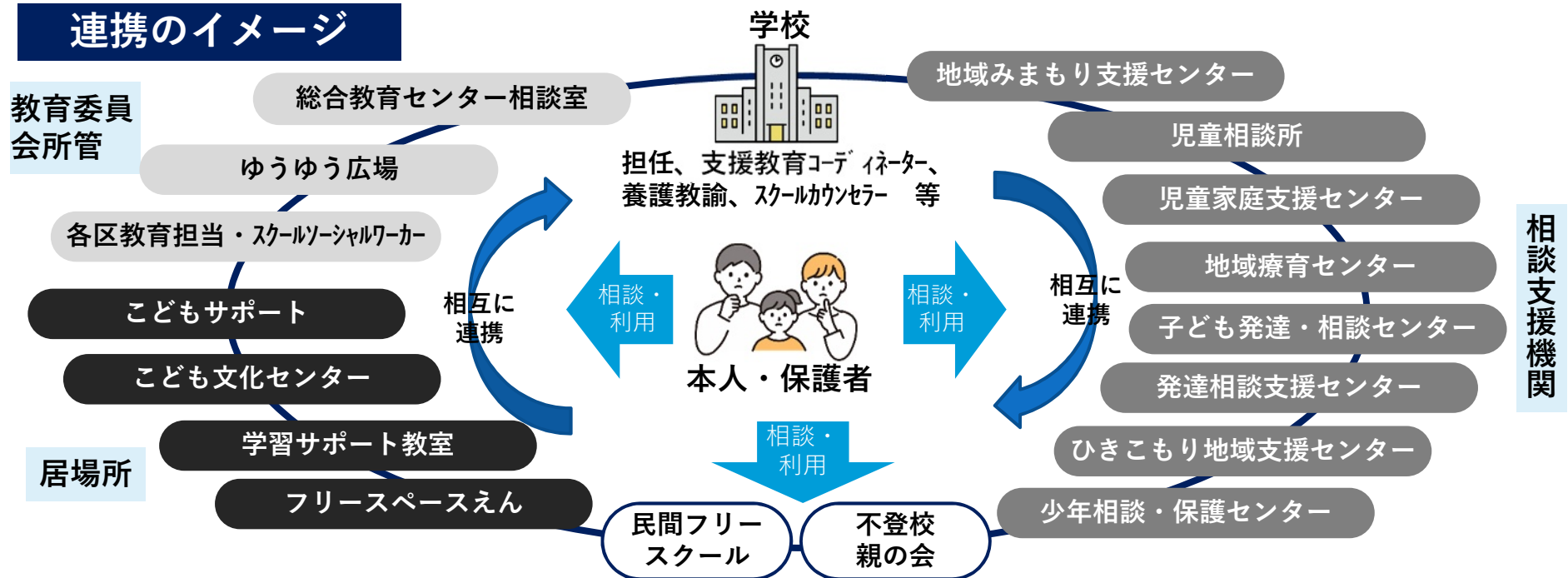
※「『不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～』について（通知）」（令和4年6月10日）

今後の方向性 ④関係機関との連携強化

関係機関との連携強化の方向性

- ✓ 不登校対策の充実に向けては、庁内関係部署や民間フリースクール等との連携強化は重要であり、国においても、こども家庭庁が創設され、不登校等こどもの抱える問題を組織横断的に対応することが求められている。
- ✓ 切れ目のない支援の実施に向けて、関係機関と更なる連携を図る。

連携のイメージ



今後の方向性

今後の進め方

令和5年度、不登校対策の在り方に関する検討会議を実施するとともに、「(仮称)不登校対策の充実に向けた取組指針」を策定し、不登校対策を総合的に推進する。

